

お知らせ 各種相談

介護サービス利用料などの医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担分は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。〔領収書〕が必要です。〕なお、おむつ代の医療費控除を受けるには、領収書とともに医師が発行した証明書が必要です。ただし、要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが**2年目以降の方は**、医師の証明に代わる**確認書**を交付できる場合がありますので、下記へお問合せください。

問合せ 保健福祉課 電話 6977-9859

「障がい者控除対象者認定書」発行のご案内

身体障がい者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、認知症や老化などにより「ねたきり高齢者」や「障がい者に準ずる方」と認められる場合、申請により「障がい者控除対象者認定書」を発行しています。
(介護認定の日常生活自立度や医師の診断書等により判定し、毎年12月31日現在の状況で判断します)
市府民税や所得税が課税の方が、申告を提出される際に添付すれば、控除(障がい者控除)が受けられます。

問合せ 保健福祉課 電話 6977-9859

個人市・府民税の申告受付が始まります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市税事務所・区役所への来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。なお、申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。

申告方法・受付期間

- 1市税事務所あて送付による申告
受付中(3月15日(水)まで)
- 2大阪市行政オンラインシステムによる申告
受付中(3月15日(水)まで)
- 令和4年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)
- 令和4年中に収入がない方
- 3窓口での申告(土・日・祝休日を除く)
【ご注意】受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。
- 市税事務所窓口：なんば市税事務所
2月3日(金)～3月15日(水)
(平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00))
- 区役所臨時申告会場：区役所 地下102・103会議室
2月16日(木)～3月15日(水)
(平日9:00～11:30、13:00～16:00)
※混雑防止のため事前に申告書を作成のうえ、マスクの着用、手指消毒・検温にご協力ください。
※混雑状況により入場を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。
※咳や発熱等の症状がある場合は、来所をお控えください。
- 【ご注意】所得税の確定申告等については東成税務署(電話 6972-1331)にお問い合わせください。

問合せ なんば市税事務所 個人市民税担当
電話 4397-2953
(平日9:00～17:30、金曜日は9:00～19:00)

固定資産税グループからのお知らせ

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、**2月28日(火)**です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。



問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ
電話 4397-2957(土地)、2958(家屋)
(平日9:00～17:30
(金曜日は9:00～19:00))
船場法人市税事務所 固定資産税グループ
電話 4705-2941(償却資産)
(平日9:00～17:30)

令和4年分確定申告

問合せ 東成税務署 電話 6972-1331

確定申告期間の申告会場は東成税務署内には開設していません。ご注意ください！

■申告会場
梅田スカイビル タワーウエスト10階
(北区大淀中1-1-30)
※会場専用の駐車場・駐輪場はありません。
公共交通機関をご利用ください！

■受付期間
2月16日(木)～3月15日(水)
9:15～16:00
※(土・日・祝日除く。ただし2月19日(日)、26日(日)は受付を行います)
※混雑状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。

■相談はチャットボットで！
ご質問を入力いただければAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

■ご来場を検討されている方へのお願い

密を避ける

■密を作らない

■納税は簡単・便利なキャッシュレスで！
自宅やオフィスで、パソコン・スマートフォンから納付ができます。

☑ご自宅からスマートフォン・パソコンで申告できます。
☑作成手順は国税庁の動画サイトでチェックできます。

☑確定申告会場の入場には入場整理券が必要です。
☑整理券は会場当日配布。
LINEから事前発行もしています。

東成区役所での各種無料相談(2月1日～3月10日) 対象 大阪市民の方

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	2月 2日、9日、16日 3月 2日、9日 すべて木曜 13:00～17:00	事前予約 《事前オンライン予約(先着4名)》 前相談日の翌日から翌週火曜日 《事前電話予約》電話 6977-9040 相談日の前開庁日の12:00から 予約受付専用電話で受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	2月 26日(日) 9:30～12:30	事前予約 《事前オンライン予約(先着6名)》 前相談日の翌日から翌月10日 《事前窓口・電話予約》 2月24日(金)までに区役所3階総務課窓口 または電話で受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	2月 17日(金) 13:00～15:00	事前予約 2月10日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	2月 1日(水) 3月 1日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーに直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683 (マイナンバーカード申請サポート 同時実施)
不動産相談	2月 10日(金)、24日(金) 3月 10日(金) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	2月 15日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15～17:30	事前予約 保健福祉課 電話 6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) 電話 6977-9126
ごみの啓発・相談コーナー	2月 9日(木) 14:00～15:00	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 東部環境事業センター 電話 6751-5311 ※ベビー服・子ども服の無料提供も同時開催しています。 ※ベビー服、子ども服が不足しています。汚れがなく、再 使用できるものであれば、少量でも訪問回収しますので、ご連絡ください。
障がいのいろいろ相談会	2月 10日(金) 13:00～15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 電話 6977-9857

■ 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。